

次発人調第35号
37.3.7
一部改正 防人計第354号
19.1.9
一部改正 人制第3375号
19.3.30

各幕僚長
防衛大学校長 殿

防衛事務次官

食事の有料支給を受けることができる事務官等の指定について（通知）

防衛庁職員給与施行規則（昭和30年防衛庁訓令第52号）第6条第3号の指定する者は、下記に掲げる事務官等とする。

記

- 1 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和27年政令第368号）別表第6に掲げる官署に勤務する事務官等
- 2 天災地変等のため交通のと絶した部隊等又は交通をしや断された部隊等に勤務する事務官等
- 3 陸上自衛隊富士学校その他の部隊等で通勤の著しく不便又は困難なものに炊事勤務者（早期勤務者に限る。）として勤務している事務官等
- 4 自衛隊の病院に勤務する看護婦
- 5 前各号に定めるもののほか、緊急の補給又は修理等の特殊な勤務（同時にその勤務に従事した自衛官が防衛省職員給与施行細則（昭和30年防衛庁訓令第52号）第6条第2号の規定により食事の支給を受けることとなる場合に限る。）に従事する事務官等